

事 務 連 絡

平成15年4月8日

各
〔 都道府県
政 令 市
特 別 区 〕 衛生主管部（局）
感染症対策担当課 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

国立病院・療養所等における原因不明の重症急性呼吸
器症候群（SARS）の患者等の受け入れについて

標記について、別添（写）のとおり、各地方厚生局に対し協力依頼を行いましたので、ご承知おき下さい。

(写)

事務連絡
平成15年4月8日

各地方厚生局 医療課長 } 殿
四国厚生支局 総務課長 }

健康局 国立病院部
政策医療課
健康局
結核感染症課

国立病院・療養所等における原因不明の重症急性
呼吸器症候群（SARS）の患者等の受入について（協力依頼）

SARSについては、その対応を事務連絡により周知しているところであるが、都道府県から相談を受けた場合には、国立病院・療養所等においては可能な限り、SARS患者及びSARSの可能性のある患者（以下、「SARS患者等」という。）の受入に協力するようお願いいたします。なお、SARS患者等の受入においては、医学的な見地から以下のような取り扱いとし、平成15年4月7日付健感発第0407001号「ハノイ・香港等における原因不明の「重症急性呼吸器症候群」の集団発生に伴う対応について（第7報）」の別紙「重症急性呼吸器症候群（SARS）管理指針」を参考に、院内感染防止対策には十分留意のうえ、対応方よろしくをお願いします。

【一般病棟】

病室は個室を原則とする。

- ・病室は陰圧であって、独立した空調設備である方がより望ましい。
- ・陰圧病室がない場合は、手洗い、風呂を備えた個室とする。

個室が不足している場合で、SARSの可能性のある患者と診断された複数の患者を入院させる場合は、独立した空調設備のうえ2人室以上の病室に入院させることができる。

【陰圧病床を有する結核病棟】

結核患者とSARS患者等を、同一病棟内に収容しないこと。（SARS患者等のみの病棟とすること。）

SARS患者等を受入る場合、すでに入院している結核患者を転棟させる際の取扱いは、以下のとおりとする。

- ・すでに入院している結核患者を、他の結核病棟に転棟することが可能であること。
- ・多剤耐性結核患者のうち排菌量の多い結核患者については、個室管理が可能であること。

すでに入院している結核患者が、転棟もできず引き続き入院治療が必要な場合は、SARS患者等の受入は困難であること。